

議案第99号 建物の床の取得について

三田駅前Cブロック地区第一種市街地再開発事業で整備される商業棟内に「三田市まなびと交流・共創施設（以下、「共創施設」）という。」を設置するにあたり、同商業棟の床の一部を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 所在地等

(1) 1棟の建物の表示

所在地 三田市駅前町1008番

構造 鉄骨造 地上5階建て

床面積 6,379.20 m²（うち4階部分 1,400.41 m²）

(2) 取得しようとする床（区分所有）の表示

床面積 706.31 m²

2 取得価格

437,644,700円

3 取得先

三田市駅前町10番11号

三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合

理事長 吉本 尚登

4 取得理由

三田駅前Cブロック地区第一種市街地再開発事業で整備される商業棟内に、市が公の施設を設置するに当たり、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合と売買契約を締結し、商業棟の床の一部を取得するものである。